

## 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準への適合状況 【認可基準】

条番号	項目	規定される基準の内容	確認結果
第1条～第4条	趣旨、目的、最低基準	最低基準を超える設備及び運営の向上、乳児等通園支援事業者への勧告	
第5条	一般原則	利用者への人権の配慮、運営内容の適切な説明、自己評価、外部評価及びその公表、必要な設備の設置	適合
第6条	非常災害対策	非常災害対策として必要な整備の設置、避難及び消火に対する訓練の実施	適合
第7条	安全計画の策定	安全確保を図るための計画(安全計画)策定、安全計画の研修及び訓練	適合
第8条	自動車を運行する場合の所在確認	利用者の移動のために自動車を運行する場合の所在確認等	適合
第9条～第11条	職員の条件等	児童福祉事業についての熱意及び訓練を受けた経験がある者	適合
第12条、第13条	虐待等の禁止	職員による利用者に対する差別的な取り扱い及び虐待等の禁止	適合
第14条	衛生管理等	衛生管理、衛生上必要な措置	適合
第15条	食事	食事を提供する場合の調理機能を有する設備の設置	適合
第16条、第17条	規程等	乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程等の整備	適合
第18条	秘密保持等	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密保持等	適合
第19条	苦情対応	苦情への迅速かつ適切な対応のための窓口設置	適合
第21条～第24条	一般型乳児等通園支援事業の基準	一般型乳児等通園支援事業における設備基準及び職員配置	一般型は実施しない
第25条	余裕活用型乳児等通園支援事業の基準	余裕活用型乳児等通園支援事業における設備基準及び職員配置	適合
第26条	準用	第23条及び第24条の規定を第25条において準用することの説明	適合
第27条	電磁的記録	書面に代えて電磁的記録により行うことを可能とする	

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準への適合状況 【確認基準】

条番号	項目	規定される基準の内容	確認結果
第1条	趣旨	最特定乳児等通園支援事業を行う事業の運営の基準	
第2条	一般原則	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境の確保、意思及び人格を尊重、サービスを提供する者との密接な連携、人権の擁護、虐待の防止等必要な体制の整備	適合
第3条	利用定員	利用定員等の設定	適合
第4条	面談	当該保護者との面談、重要事項を記載した文書の交付及び保護者の同意	適合
第5条、第6条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	利用の申込みに対する正当な理由なしの拒否、町が行うあっせん及び要請に対するの協力	適合
第7条～第9条	支給認定証に記載された事項の確認等	支援給付認定の事項を確認、利用の申込みの援助、子ども及び保護者の状況の把握	適合
第10条、第11条	特定教育・保育施設等との連携等	子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携、提供した日時、時間、内容その他必要な事項の記録	適合
第12条	支払	特定乳児等通園支援に要した費用の額の受領方法、実費徴収及びその同意	適合
第13条、第14条	乳児等支援給付費の額に係る通知等	保護者に対する給付費の額の通知、特定乳児等通園支援の適切な提供	適合
第15条	特定乳児等通園支援に関する評価等	自己評価、定期的な外部評価及び結果の公表	適合
第16条～第18条	相談及び援助等	相談の対応及び必要な助言、こどもに体調の急変が生じた場合の必要な措置、偽りその他不正な行為の町への通知	適合
第19条	運営規程	運営についての重要事項に関する規程の整備	適合
第20条	勤務体制の確保等	職員の勤務の体制、職員の専任、職員の資質の向上のための研修	適合
第21条	利用定員の遵守	1時間当たりの利用定員の遵守	適合
第22条～第23条	掲示等	運営規程の概要、職員の勤務の体制等の掲示、差別的取扱いの禁止	適合
第24条	虐待等の禁止	職員の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止	適合
第25条	秘密保持等	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密保持等	適合
第26条	情報の提供等	特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供	適合
第27条	利益供与等の禁止	金品その他の財産上の利益供与の禁止	適合
第28条	苦情解決	苦情への迅速かつ適切な対応のための窓口設置、苦情内容の記録及び報告	適合
第29条	地域との連携等	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力	適合
第30条	事故発生の防止及び発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止の措置	適合
第31条～第32条	会計の区分	特定乳児等通園支援事業の会計とその他の事業の会計との区分、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備	適合
第33条	電磁的記録等	書面に代えて電磁的記録により行うことを可能とする	